

平成25年3月29日

告示第138号

改正 平成31年3月5日告示第22号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市における小規模水道を適正に維持管理するために必要な事項を定めることにより、清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模水道 次号から第5号までに掲げるものをいう。

(2) 飲料水供給施設 給水人口が50人以上100人以下である水道をいう。

(3) 簡易給水施設 給水人口がおおむね20人以上49人以下である水道をいう。

(4) 簡易専用水道 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第7項に規定するものをいう。

(5) 準簡易専用水道 法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、飲料水供給施設又は簡易給水施設から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、水の供給を受けるための水槽を有するものであって、簡易専用水道以外のものをいう。

(6) 設置者等 小規模水道を設置する者又は当該小規模水道を管理する責任を有する者をいう。

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。)に定めるところによるものとする。

(管理基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じた必要な施設を有し、かつ、消毒施設を備えていなければならない。ただし、消毒設備については、簡易専用水道及び準簡易専用水道にあって、給水栓において、消毒効果が確認される場合は、この限りでない。

2 小規模水道の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(給水開始前の届出)

第5条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、給水栓において、省令に定める項目及び消毒の残留効果について水質検査を行うとともに、次に掲げる事項を記載した松本市小規模水道(飲料水供給施設・簡易給水施設)設置(変更・廃止)届(様式第1号)に関係図面及び水質検査の結果を示す書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設置者(共同の場合は代表者)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 管理責任者の氏名及び住所
- (3) 水道名
- (4) 設置主体
- (5) 給水開始年月
- (6) 給水人口及び世帯数
- (7) 給水地区名
- (8) 水源の種別及び取水地点
- (9) 浄水方法
- (10) 配水池の規模

2 前項の規定により届出を行った者は、同項第 1 号、第 2 号及び第 7 号から第 9 号までに掲げる事項を変更しようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、松本市小規模水道（飲料水供給施設・簡易給水施設）設置（変更・廃止）届を市長に提出しなければならない。

（水質検査）

第 6 条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者等は、給水栓における水について、次の各号に掲げる水質検査をそれぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 消毒の残留効果、色及び濁りに関する検査 7 日以内に 1 回以上
- (2) 省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査 6 カ月以内に 1 回以上

2 前項第 2 号の検査のうち、省令の表中 1 の項、2 の項、9 の項、11 の項、38 の項及び 46 の項から 51 の項までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、1 年以内に 1 回以上とすることができる。

3 第 1 項の水質検査を行ったときは、その状況を記録し、1 年間保存しなければならない。

（衛生上の措置）

第 7 条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者等は、次に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。

- (1) 取水場、浄水場、配水池は、常に清潔にし、水の汚染防止を充分にすること。
- (2) 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水が、残留塩素を 0 . 1 mg / l 以上保持するように塩素消毒をすること。

（設置の届出）

第 8 条 簡易専用水道又は準簡易専用水道の設置者は、給水を開始したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した松本市小規模水道（簡易専用水道・準簡易専用水道）設置（変更・廃止）届（様式第 2 号）に関係図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置者（共同の場合は代表者）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 建築物の名称、所在地、設置年月、主な用途、構造及び特定建築物該当の有無
- (3) 管理責任者の氏名及び住所
- (4) 受水槽及び高置水槽の設置場所、構造、材質、基数及び有効容量
- (5) 供給を受ける水道名
- (6) 塩素消毒設備の有無

2 前項の規定により届出を行った者は、同項各号に掲げる事項を変更したとき、又は当該施設を廃止したときは、速やかに、松本市小規模水道（簡易専用水道・準簡易専用水道）設置（変更・廃止）届を市長に提出しなければならない。

（準簡易専用水道の管理基準）

第9条 準簡易専用水道の設置者等は、次に掲げる基準に従い、当該施設の管理をしなければならない。

- (1) 水槽の清掃を1年に1回、定期に行うこと。
- (2) 有害物等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

（消毒効果の確認）

第10条 簡易専用水道又は準簡易専用水道の設置者等は、給水栓において、7日以内に1回以上消毒の残留効果に関する検査を行い、残留塩素が0.1mg/l以上あることを確認しなければならない。

2 前項の検査を行ったときは、その状況を記録し、1年間保存しなければならない。

（改善勧告等）

第11条 市長は、小規模水道（簡易専用水道を除く。）について衛生上若しくは保安上危害が起り、又はそのおそれがあると認めるときは、設置者等に対し、施設の改善又は給水の停止を勧告することができる。

（報告の徴収及び立入調査）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、小規模水道（簡易専用水道を除く。）の設置者等の協力を得て、当該設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして、当該水道に立ち入らせ、施設及び帳簿書類を調査させることができる。

（図面の備付け）

第13条 設置者等は、小規模水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面を整備し、保存しておかななければならない。

（事故の報告）

第14条 設置者等は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったとき又は飲料水の汚染事故が発生したときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市長に報告しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月5日告示第22号)

この告示は、平成31年3月5日から施行する。